

<p>発言の会議</p>	<p>平成 20年 9月 29日 本会議</p>
<p>発言の種類</p>	<p>質 疑、<u>一般質問</u>、緊急質問、討 論、その他</p>
<p>答弁を求める者</p>	<p>市 長</p>
<p>件 名 及 び 発 言 の 要 旨</p>	<p>1 障がいのある方々の本市職員の採用について 今年の本市職員採用試験（身体障害者対象）で新たに設けた募集条件が、障がいのある方々への「直接的差別」と「合理的配慮の欠如」に当たるとして、全国的に大きな問題となった。 こうした批判にこたえて本市は、事務的なミスが原因で悪意は全くなかったとして謝罪を行うとともに、募集要項を昨年度と同じ表現に戻した上で今年度中に再び試験を実施する方針を打ち出した。迅速な改善を行った点は評価できる。 しかし、そもそも「横須賀市人権都市宣言」を昨年に行ったばかりの本市で、こうした配慮に欠ける事務執行が市役所内では問題視されず、募集後に起こった外部からの批判によって初めて問題として認識したという事実は、障がいのある方々に対する人権意識の低さを示しており、決して見過ごすことはできない。</p> <p>(1) 障がいのある方々の人権に関する研修を徹底する必要性について 障がいのある方々の雇用について、市は民間企業の模範となるべき存在でなければならない。さらに、本市は市制 100 周年とともに「横須賀市人権都市宣言」を行い、今年度は「人権施策推進指針」を策定中であり、他の自治体以上に障がいのある方々の人権に敏感であるべきで、今回のような問題を二度と起こしてはならない。</p> <p>ア 国連の障害者権利条約を初めとする、障がいのある方々の人権に関する研修を、全職員を対象に徹底して行うべきではないか。</p>

件名及び
発言の要旨

(2) 今年度中の再試験に当たり募集条件を昨年度と同じに戻しても、なお改善が必要な問題点について

本市の職員採用試験には、今回撤回された条件だけでなく昨年までの募集条件にも改善すべき問題点が存在していた。これらは再度実施される試験から、すぐに改善すべきではないか。

ア 視覚障がいのある方々に対する改善すべき問題点について

本市は点字による試験を行っていない。これは「直接的差別」に当たるので即刻改善すべきではないか。また、人生の途中で視覚障がいとなった方々の多くは点字も拡大文字も使わずに音声パソコンを利用しているが、本市は問題の読み取りと回答に際して音声パソコンの利用を認めていない。これは「合理的配慮の欠如」に当たる差別であり、改善すべきではないか。

イ 聴覚や言語に障がいのある方々に対する改善すべき問題点について

ペーパー版の受験案内には電話番号のみでファクス番号が記されていないため、聴覚や言語に障がいのある方々ご本人が連絡をとることができない。これらはすぐ改善すべきではないか。

ウ 障がいの種別を分ける問題点について

そもそも「一般事務（身体障害者対象）」のように、身体障がい・知的障がい・精神障がいなど障がいをその種別で分けて採用試験を実施していることは問題ではないか。精神障がいのある方々や発達障がいを含む知的障がいのある方々が受験できない理由はなぜなのか。

2 自殺予防の総合対策を推進するために

(1) 本市の自殺対策を実態に基づいたより有効な取

件名及び
発言の要旨

り組みとするために、自死遺族の方々に聞き取り調査を行う必要性について

これまで本市が実施してきた自殺対策は、全国で通用する一般的な対策であり、決して本市の自殺の特性・実態を反映した対策ではない。今年7月、東京大学とNPOらの自殺実態解析プロジェクトチームによって、画期的な調査報告書「自殺実態白書」が発表され、2004～2006年の市区町村別の実態（性別・年代・職業・原因・動機）が明らかになった。しかし本市の自殺は圧倒的多数が「遺書なし」であることが判明し、依然、実態は不明のままである。

今後は一般的な対策と同時に、地域の特性を反映した自殺対策が不可欠である。一方、東京都は、約100人の自死遺族に聞き取り調査を行い、自殺前の状況・動機・年齢・仕事などの関連性を調査し、遺族ケアに結びつけると同時に、実態を反映した対策づくりをする方針である。

本市も、地域特性を反映した自殺対策を立案すべく、自殺の詳細な実態を調査するために、自死遺族の方々に聞き取り調査を行うべきではないか。

(2) 「横須賀こころの電話」の今後のあり方について

ア 臨床心理学・精神保健福祉など「専門的知識に基づいて危機介入できる人材」を配置する必要性について

現在の運営体制である「隣人の苦しみの声を同じ立場である市民ボランティアが傾聴する」という「共助の姿勢」は非常に大切であり、今後も継続されるべきである。しかし一方で、本格的に自殺対策を推進するためには市民ボランティアとともに並行して、自殺の危機にまさに直面している相談者に対して適切に即応できる「臨床心理学・精神保健福祉など専門的知識に基づいて危機介入できる人材」を配置すべきではないか。

件名及び
発言の要旨

イ 「自殺の発生が多い曜日と時間帯」を意識した運営形態へ変更する必要性について

これまで相談体制の「365日24時間化」を目指しながらも人材不足のために実現のめどが立たない現状がある。そこで、今後は思い切って方針転換し、24時間化ではなく、統計データに基づいた「自殺の発生が多い曜日と時間帯」にまず開設を目指すべきではないか。

例えば平成15年の厚生労働省の統計では、曜日別の発生は男女ともに月曜日が最も多く、次いで火曜日、最も少ないのは土曜日である。時間帯別の発生は男女ともに早朝の5時台と6時台が最も多く、次いで男性では深夜0時台、女性では昼12時台、11時台、10時台が多い。こうした統計に基づいて、例えば、まず現在は開設していない「月曜日」と「火曜日」の「深夜から明け方」を新たに開設するのである。

このように、現在の開設時間帯に加えて、自殺にハイリスクな曜日・時間帯に特化して開設曜日と時間を増加して実施すべきではないか。

(3) 「消費生活センター業務の見直し」を中止し、相談体制を強化する必要性について

本市は今年度新たに「集中改革プラン」に「消費生活センター業務の見直し（消費生活相談の委託化、職員の削減など）」を追加した。

しかし、国の多重債務者対策本部有識者会議が6月10日に発表した「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」に関する報告では、むしろ本市の動きとは逆に、相談窓口の整備・強化を提唱している。

福田前内閣では消費者庁構想が語られ、来年度予算の概算要求でも地方消費者行政の強化が打ち出された。こうした動きに加えて、自殺の大きな原因の1つである多重債務への対策を本市が重視するならば、消費生活センターの機能拡充こそ本市がとるべき道である。

件名及び
発言の要旨

ア 「集中改革プラン」の「消費生活センター業務の見直し」は即刻、中止すべきではないか。

イ さらに、多重債務に苦しむ相談者に同行支援できるような相談体制へと消費生活センターを強化することが必要ではないか。

(4) 「街頭キャンペーン」を今後も継続する必要性と、さらに内容や方法を改善する必要性について
自殺予防週間の啓発活動として本市初の「街頭キャンペーン」を3日間、開催した。自死遺族の方々の参加もあり、全日程で予想を大幅に上回る早さでリーフレットが配布終了となるなど、大成功であった。

ア 「街頭キャンペーン」に開始のあいさつだけでなく、リーフレット配布もみずから行ってくださった市長の、参加しての感想はいかがか。

イ 継続してこそ効果がある啓発活動だが、その重要性や今回の成功を考えると「街頭キャンペーン」は今後も継続していくべきではないか。

ウ 継続して実施するのであれば、例えば、今年度は3駅（横須賀中央・追浜・京急久里浜）での実施だったのを今後は市内全駅に拡大するなど、内容や方法などさらにあり方を改善すべきではないか。

3 既に介護が必要な高齢の方々への福祉のあり方について

我が国の高齢の方々への福祉の現状は、政府の失策によって、いわゆる「リハビリ難民」「介護難民」と呼ばれる方々が数多く存在している。特に、気管切開・経管栄養を行っている重度の方々は、施設での受け入れは実質的に拒否され、在宅での介護も困難なため、家族も含めて非常に追い詰められた厳しい状況にある。

件名及び
発言の要旨

市長の掲げる新世紀ビジョンの将来像3「長寿を楽しめる社会」では、健康寿命を延ばすための介護予防や、暮らしなれた地域での在宅介護の推進が中心に据えられている。しかし、既に重度の介護が必要な方々や在宅介護が難しい方々への取り組みは十分と言えるのだろうか。

(1) 既に介護が必要な高齢の方々が置かれている現状について

ア 本市の特別養護老人ホームへの入所待機者数（複数の施設に同一人物が申し込みをしている場合は名寄せをした上で待機者の実数）は何人か。

イ 待機者の平均的な待機年数は何年か。

(2) 重度の介護を要する高齢の方々とそのご家族も安心して暮らせる社会の実現に向けて

ア 現在策定中の第4期「よこすか高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）」における施設整備案で、待機者を解消できるのか。